附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式は、この省令の施行の日以後に送付する地方税法附則第七条第一項及び第八項に規定する申告特例通知書について適用し、同日前に送付する同条第一項及び第八項に規定する申告特例通知書については、なお従前の例による。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行規則第十条第六項第一号の改正規定中「第十条第六項第一号」を「第十条第七項第一号」に改める。

○総務省令第百四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）を実施するため、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の九第一項中「「団体」を「団体」と、施行規程第九十三条第一項第一号中「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○総務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中「、在チェンナイ」の下に「、在ベンガルール」を加え、

在チェンナイ日本国総領事	インド（アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州及びポンディシェリー連邦直轄地の区域に限る。）

を

在チェンナイ日本国総領事	インド（アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州及びポンディシェリー連邦直轄地の区域に限る。）
在ベンガルール日本国総領事	インド（カルナータカ州の区域に限る。）

に改め、

同表大洋州の項中

在ナウル日本国大使	ナウル共和国

を

在ナウル日本国大使	ナウル共和国
在ニウエ日本国大使	ニウエ

に改め、同表中東の項中

を

在イスラエル日本国大使	イスラエル国 ヨルダン川西岸地区 ガザ地区
在イラク日本国大使	イラク共和国

に改め、「イラク共和国」を削る。